

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月15日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月 7日から 令和 8年 5月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月20日 午前10時00分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 2日 午前 9時50分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月27日 午前10時00分から 令和 8年 5月27日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月15日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前10時から午後3時までの間(ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。)に行います。	



物 件 目 録

- 1 所 在 足柄上郡大井町金子字河原
地 番 895番10
地 目 宅地
地 積 124.02平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 足柄上郡大井町金子字河原
地 番 895番1
地 目 公衆用道路
地 積 510平方メートル
共有者 A 持分30分の1
共有者 B 持分30分の1
- 3 所 在 足柄上郡大井町金子字河原895番地10
家屋 番号 895番10
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 52.16平方メートル
2階 30.63平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 8年 2月27日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 杉 山 優 依

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件共有者Bが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

- 1 所 在 足柄上郡大井町金子字河原
地 番 895番10
地 目 宅地
地 積 124.02平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 足柄上郡大井町金子字河原
地 番 895番1
地 目 公衆用道路
地 積 510平方メートル
共有者 A 持分30分の1
共有者 B 持分30分の1
- 3 所 在 足柄上郡大井町金子字河原895番地10
家屋 番号 895番10
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 52.16平方メートル
2階 30.63平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



令和7年(ヌ)第34号
令和7年 8月 5日受理
令和7年10月29日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 山崎 郁雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 足柄上郡大井町金子字河原
地 番 895番10
地 目 宅地
地 積 124.02平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 足柄上郡大井町金子字河原
地 番 895番1
地 目 公衆用道路
地 積 510平方メートル
共有者 A 持分30分の1
共有者 B 持分30分の1
- 3 所 在 足柄上郡大井町金子字河原895番地10
家屋 番号 895番10
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 52.16平方メートル
2階 30.63平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1、2
現況地目	■宅地(物件1) ■公衆用道路(物件2) □ (物件)
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地共有者(A、B) □その他の者 上記の者が物件1土地に下記建物を所有し、占有している 物件2土地につき、公衆用道路として使用されている □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件3
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物共有者(B) □その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある [保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (債務者)	<p>1 本建物には私が居住している。Aは居住していない。</p> <p>2 本件の開始決定を見た。本建物への立入調査が必要なことは承知した。私が立ち会う。9月中旬以降ならば仕事の調整ができる。</p> <p>(令和7年8月12日電話で聴取)</p>
■ B (債務者)	<p>1 8月末頃にけがをして入院した。今日は立ち会えない。</p> <p>2 来週中には退院できると思う。電話をもらえれば折り返すようにする。</p> <p>3 日程によっては、私が不在でも解錠して立入調査が行われる可能性があることは承知した。</p> <p>(令和7年9月18日電話で聴取)</p>
■ B (債務者)	<p>1 本建物に雨漏りはないと思う。1階和室(1)と2階和室(2)の天井に染みがあるとのことだが、私自身は、雨漏りしているのを直接見たことはない。</p> <p>2 本建物に大きな損傷はないと思う。</p> <p>3 本建物内でペットは飼っていない。</p> <p>4 本建物内の1階洋室(1)でタバコを吸っている。</p> <p>5 本建物に太陽光パネルは設置していない。</p> <p>6 本建物の敷地の境界について、争いはない。</p> <p>7 本物件を使用するにあたり、共有者Aとの間で、お金のやり取りや使用方法の取決めはない。本件について、Aと話していない。</p> <p>8 騒音はない。</p> <p>(令和7年10月23日目的物件で聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。なお、本土地上の西側道路に面した付近に、Bの氏が表示された表札がある。
- 3 本建物1階和室(1)及び2階和室(2)の天井に雨漏りによると思われる染みがある。
- 4 本建物内の壁の随所に亀裂がある。
- 5 本建物南西側の鼻隠しに損傷がある。
- 6 本建物全般に経年劣化によると思われる汚損等がある。
- 7 債務者Aに対し、占有関係等に関する照会書を郵送したが、本日現在回答はない。
- 8 物件1土地は、西側及び南側で建築基準法42条1項の私道(物件2土地)に接している(評価人の調査による)。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年8月6日(水) : :	当庁	Aに対し照会書郵送
令和7年8月6日(水) 11:35 — 11:45	目的物件所在地	外観調査(写真撮影)、不在、通知書投函
令和7年8月7日(木) 11:45 — 11:50	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書、登記事項要約書、地積測量図申請・受理(地積測量図は受理なし)
令和7年8月12日(火) 14:45 — 14:50	携帯電話	Bより占有状況等聴取
令和7年9月18日(木) 9:45 — 10:10	目的物件所在地	外観調査(写真撮影、評価人同行)、不在、Bより本件の進行等につき聴取(携帯電話)
令和7年10月17日(金) 11:20 — 11:25	目的物件所在地	不在、期日通知書投函
令和7年10月23日(木) 14:30 — 15:05	目的物件所在地	目的物件立入調査(写真撮影)、Bより占有状況等聴取(評価人同行)
<p>(特記事項)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年10月23日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人C及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

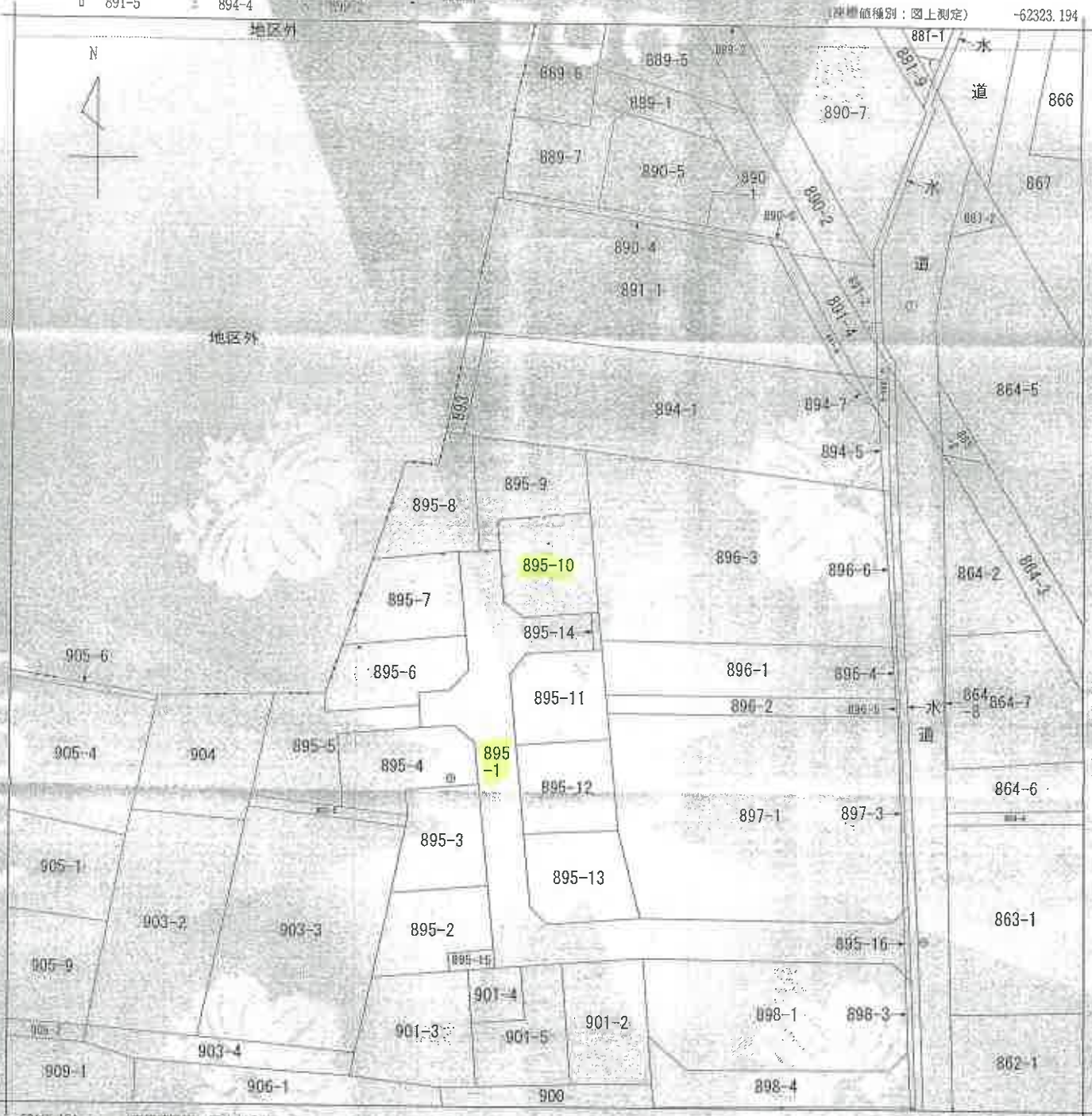
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

1 889-3
0 891-5

2 894-2
3 894-4

(座標値種別：図上測定)

-62323.194



-62348.194 (座標値種別：図上測定)

(注) 地籍に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が提出されるまでの間、これに代わるものとして提出付けられる同形式、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 国土交通省国土情報院が公開している地籍番号データベース(landbakatahe(recon)2011.par)による修正がなされています。



請求部	所 在	足柄上郡大井町金子字河原			地 番	895番10			
出 発 尺	1/500	精 度 区 分	中三	座標系 番号又は 注記号	区	分類	地籍に準ずる図面	種類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和45年3月			編 入 年 月 日 (年[外])			補 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を転写した図面である。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

令和7年3月6日

横浜地方法務局

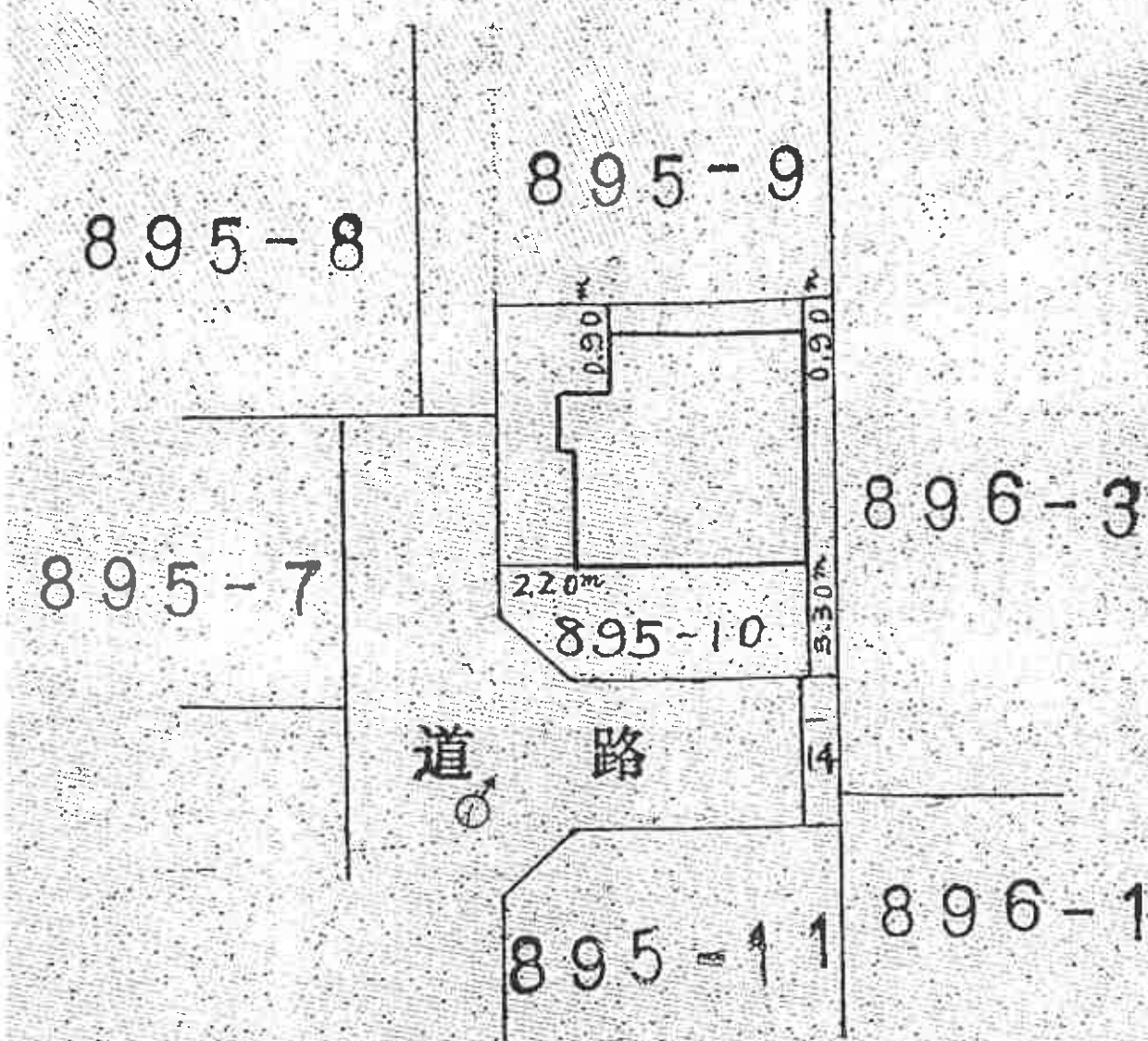
請求番号：59-1

(1/1)

(6 枚目)

土地建物位置関係図

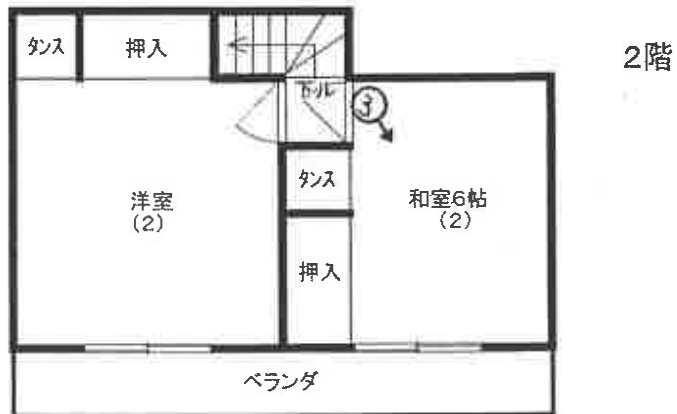
←○ は写真撮影位置・方向



間取見取図



←○ は写真撮影位置・方向



①



②



③



④



(10 枚目)

⑤



⑥ 雨漏りによると思われる染み



(// 枚目)

令和 7 年（又）第 34 号
令和 7 年10月23日 現地調査
令和 7 年11月 1 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

今 井 孝

第1 評価額

一括価格 (合計)	
金5,330,000円	
内 訳 価 格	
物 件 1 (土地)	金1,760,000円
物 件 2 (土地)	金40,000円
物 件 3 (建物)	金3,530,000円

- ① 一括価格は、物件1乃至物件3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58条 4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
3		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 足柄上郡大井町金子字河原
地 番 895番10
地 目 宅地
地 積 124.02平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 足柄上郡大井町金子字河原
地 番 895番1
地 目 公衆用道路
地 積 510平方メートル
共有者 A 持分30分の1
共有者 B 持分30分の1
- 3 所 在 足柄上郡大井町金子字河原895番地10
家屋 番号 895番10
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 52.16平方メートル
2階 30.63平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R御殿場線「相模金子」駅の北西方約 650m（道路距離）で、徒歩約 8分	
付近の状況	幅員約 4～ 4.5m私道沿いに、中小規模一般住宅等が建ち並ぶ開発による住宅地域。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200%（道路の幅員により基準容積率約 180%） 防火指定無し 宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模 形状 間口・奥行 地勢	124.02㎡ ほぼ長方形 西側間口約 8m（隅切り部分含む）、奥行約 11m ほぼ平坦、北側隣接地とはほぼ等高に接面し、東側隣接地は目的土地より約 0.2m低い。
接面道路の状況	西側幅員約 4.5m舗装私道（物件2：開発による道路：建築基準法第42条1項）とほぼ等高に約 8m（隅切り部分含む）接面し、南側幅員約 4m舗装私道（同前）とほぼ等高に約 10m（隅切り部分含む）接面する準角地である。当該私道は目的物件の先で行き止まりである。	
土地の利用状況等	物件3の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写の通り。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり（北側隣家と一緒に引き込まれ途中で分岐） なし（プロパンあり） あり
特記事項	① 目的土地は開発許可（第4-122号、昭和53年11月15日許可）による造成地である。 ② 本土地の南東側にはゴミ集積所（895-14）がある。	

2. 土地の概況及び利用状況等（物件2）

画地条件 (規模、形状等)	町道接面間口 7.5m (隅切り部分含む) 幅員約 4～ 4.5m 延長約 108m 地積 510m ² 形状 带状で細長い略L字型で、一部枝分かれする不整形な画地 地勢 ほぼ平坦で、隣接地とはほぼ等高に接面している。
土地の利用状況	物件2の土地は、物件1（宅地）が接面する開発区域内の共有の舗装私道（開発による道路：建築基準法第42条1項）であり、不特定多数の者の通行等の用に供されている。 当該私道は南東方で舗装町道（建築基準法第42条1項）に連絡している。
特記事項	持分30分の2

3. 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建築年月日	昭和54年7月5日新築（登記記載）
	経過年数	約47年
	経済的残存耐用年数	—
仕様	構造	木造2階建
	屋根	セメント瓦亜鉛メッキ鋼板葺
	外壁	モルタル、塗布付仕上げ等
	内壁	クロス貼り、繊維壁、化粧合板等
	天井	クロス貼り、敷目張り、化粧合板等
	床	フローリング、畳、クッションフロア等

	設 備	キッチン、洗面所、浴室、トイレ等
	そ の 他	特筆するものはない
床面積（現況）	1階 52.16㎡、2階 30.63㎡、 延床面積 82.79㎡ 物件目録記載と同じ（増改築等なし）	
現況用途等	種 類	居宅
	間 取 り	4DK（附属資料概略間取図の通り）
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	令和7年10月23日：内部立入調査 建物共有者Bが本件建物を居宅として使用している。	
特 記 事 項	<p>① 本件建物は建築確認申請の完了検査済みが出ていない。</p> <p>② 本件建物は新耐震基準（昭和56年）以前の建物である。</p> <p>③ 債務者Bによれば、建物に雨漏りはないと思う。1階和室（1）と2階和室（2）の天井に染みがあるとのことだが、私自身は雨漏りしているのを直接見たことはない。建物に大きな損傷はないと思う。建物内でペットは飼っていない。建物内の1階洋室（1）でタバコを吸っている。建物に太陽光パネルは設置していない。建物敷地の境界について争いはない。本物件を使用するにあたり、共有者Aとの間でお金のやり取りや使用方法の取決めはない。本件についてAと話していない。騒音はない。</p> <p>④ 本建物1階和室（1）と2階和室（2）の天井に雨漏りによると思われる染みがある。建物内の壁の随所に亀裂がある。建物南西側の鼻隠しに損傷がある。建物全般に経年劣化によると思われる汚損等がある。</p>	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建 付 減 価	建付地価格 (円)
1	73,100	99	72,400	×124.02	×0.8	= 7,180,000
		100				

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

公示地 神奈川大井ー1

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{公示地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化} & & \text{標準画地価格} \\
 & & & & \text{補 正} & & \\
 & & & & \text{地域格差} & & \\
 75,300\text{円}/\text{㎡} & \times & \frac{100.9}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{104} = 73,100\text{円}/\text{㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地は標準画地で補正の必要なし。

◇地 域 格 差：公示地の所在地域は目的物件の地域に比して、ほぼ同様の街路条件等であるが、交通接近条件、環境条件等でやや優れ、総合格差で上記の通り。

◇個 別 格 差：準角地等でやや優れるが、接面私道は目的物件の先で行き止まりであること、上水道の引き込み状況等でやや劣り、総合格差で上記の通り。

◇建 付 減 価：建付減価率を建物の老朽化を考慮し、改修費用、取り壊し費用等による減価を加味して20%と判定した。

② 物件2（土地）

物件2土地は私道であり、不特定多数の者の通行の用に供されており、当該道路の性格等を考慮して土地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価 (円/㎡)	道路 価値率	地積 (㎡)	共有持分 割合	土地価格 (円)
2	73,100	× 0.02	× 510	× $\frac{2}{30}$	= 50,000

標準画地価格「①のとおり」

道路価値率：2%と判定した。

③ 物件3（建物）

目的建物は建築後約47年を経過する新耐震基準（昭和56年）以前の建物であり、その市場価値は残り少ないことを考慮し、現況利用の状況、保守管理の状態、経過年数、観察減価を参酌し、特記事項に記載したことも考慮し、中古建物における市場性等も勘案して、再調達原価（1㎡当たり150,000円と査定）の3%をもって建物自体の価格とした。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
3	150,000	× 82.79	× 0.03	= 370,000

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	7,180,000	×	0.65	法定地上権 = 4,670,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)		
1	7,180,000	- 4,670,000		×	1.0	×	0.7	= 1,760,000	
2	50,000			×	1.0	×	0.7	= 40,000	
3	370,000	+ 4,670,000	×	1.0	×	1.0	×	0.7	= 3,530,000
一括価格 (合計)							= 5,330,000		

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：必要なし。

競売市場修正：-30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 公示地価格 神奈川大井ー1

所 在：足柄上郡大井町金子字市場155番4

価 格：75,300円/m²

位 置：JR御殿場線「相模金子」駅の北東方約360m

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：166m²

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北4m町道

用途指定等：第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）

地域の概要：一般住宅、アパート等が多い国道背後の住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 6,335,933円

物件2 0円非課税（持分30分の2）

物件3 1,215,743円

第7 附属資料の表示

位置図

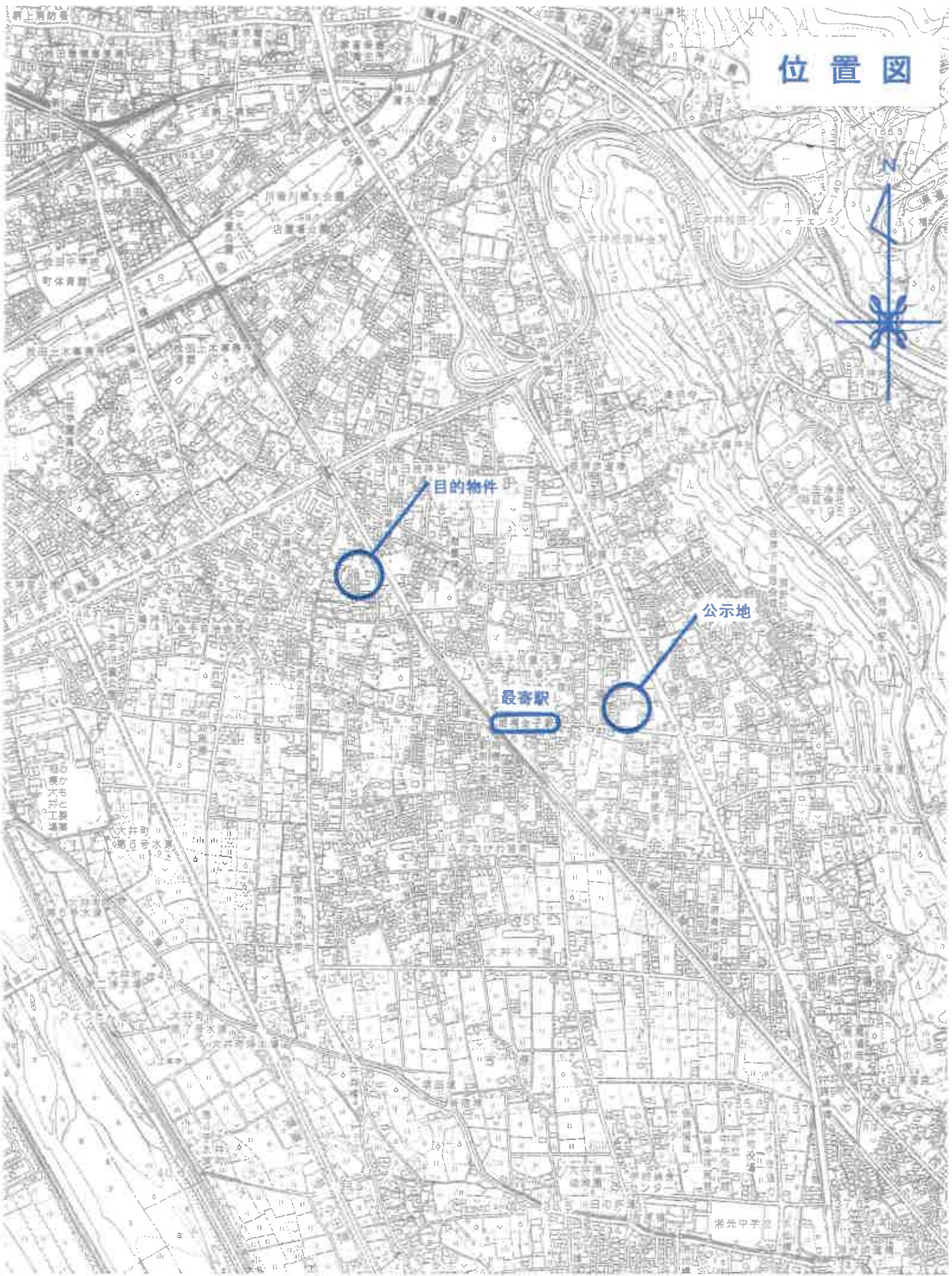
公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

概略間取図

以 上

位置図



889-3 ▲ 894-2 ホ 862-4
891-5 ■ 894-4 へ 899-2

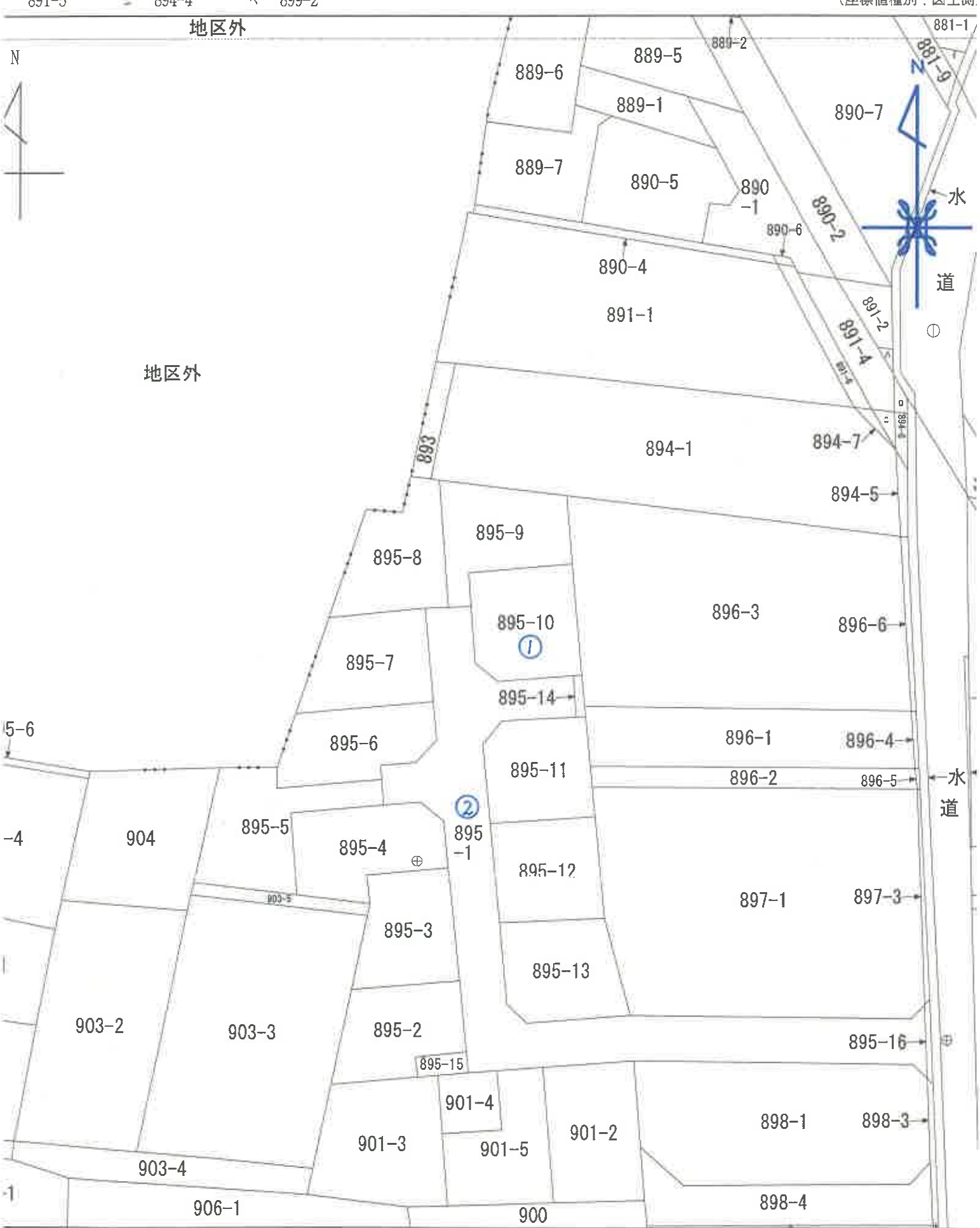
899-3

(座標値種別：図上測)

地区外

地区外

N



本図面は、A3 判図面
から抜粋したものである。

登記年月日：昭和54年7月10日

201924

各階平面図

建物図面
準備平面図

家屋番号 895-10

建物の所在 夏栢上郡大井町大字庄河原 895-10



床面積計量表

1.82	x	0.45	=	0.810
5.46	y	0.91	=	4.9686
7.28	z	6.37	=	46.3796

1階

計 52.1612 M²



2階

4.55	x	4.45	=	20.1025
3.64	y	2.73	=	9.9312

計 30.6397 M²



製作者

昭和54年7月7日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(神奈川県土地家屋調査士会)

54.7.10

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局西郷支局管轄)

令和7年3月6日 横浜地方法務局

登記簿

請求番号：59-2

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 3

概略間取図

